

令和 7 年 6 月市議会 総務委員会資料

第 6 7 号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	
(1) 個人の市民税における特定親族特別控除の創設等に伴う改正	3 ～ 5
(2) 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正	6 ～ 8
3 長崎市税条例新旧対照表	9 ～ 15

財 務 部
令 和 7 年 6 月

1 改正の概要

理 由

地方税法の一部が改正され、個人の市民税に係る特定親族特別控除が新たに設けられたこと及び加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例措置が講じられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、長崎市税条例を改正するもの。

改正内容

- (1) 個人の市民税における特定親族特別控除の創設等
- (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

2 改正の内容

(1) 個人の市民税における特定親族特別控除の創設等に伴う改正

(市税条例第23条の3、第25条の2、第25条の3の2、第25条の3の3)

ア 改正の背景

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税については、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設等並びに扶養親族等の所得要件の引上げが行われることになったことから、条例改正が必要な特定親族特別控除の創設等に伴う改正を行うもの。なお、給与所得控除の見直しや扶養親族等の所得要件の引上げについては所得税法等の規定を準用しており、今回長崎市税条例の改正は必要ない。

イ 改正の内容

(ア) 特定親族特別控除の創設等

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等に対し、特定扶養控除の所得要件を48万円から58万円に引き上げるとともに、58万円超から95万円までは特定扶養控除と同額の控除額を創設し、95万円超から123万円までは所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを新たに設けるための規定の整備を図る。

【改正前】

親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下 (特定扶養控除)	45万円
48万円超	0円

【改正後】

親族等の合計所得金額	控除額
58万円以下 ※合計所得金額10万円引上げ	45万円
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

特定扶養控除
※所得税法等を準用
のため、条例改正不要

特定親族特別控除
※条例改正適用分

所得要件の拡大

新設

【影響額①】 約1千万円＋ α （市外転出の被扶養者については不明）の減収

2 改正の内容

(1) 個人の市民税における特定親族特別控除の創設等に伴う改正

(市税条例第23条の3、第25条の2、第25条の3の2、第25条の3の3)

(参考) 条例改正が必要ない税制改正内容

(ア) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額を55万円から65万円に10万円引上げる。

【改正前】

(単身世帯の場合)

最低保証額:55万円		
給与収入	給与所得 控除額	市・県民税額① (所得割額)
100万円	55万円	0円
110万円	55万円	9,500円
160万円	55万円	59,500円
170万円	58万円	66,500円
180万円	62万円	72,500円
190万円	65万円	79,500円
200万円	68万円	86,500円
360万円	116万円	198,500円
660万円	176万円	438,500円
850万円以上	195万円	609,500円以上

【改正後】

(単身世帯の場合)

最低保証額:65万円			
給与収入	給与所得 控除額	市・県民税額② (所得割額)	減税額 (①-②)
100万円	65万円	0円	0円
110万円		0円	9,500円
160万円		49,500円	10,000円
170万円		59,500円	7,000円
180万円		69,500円	3,000円
190万円	変更なし	79,500円	0円
200万円		86,500円	0円
360万円		198,500円	0円
660万円		438,500円	0円
850万円以上	195万円	609,500円以上	0円

【影響額②】 約1.5億円の減収

(イ) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

現行の扶養親族等に係る所得要件48万円を58万円に10万円引上げる。

【影響額③】 約1.3億円の減収

ウ 影響見込額 約2.9億円+αの減収(影響額①+影響額②+影響額③)

エ 施行日 令和8年1月1日(令和8年度課税分から適用)

2 改正の内容

(1) 個人の市民税における特定親族特別控除の創設等に伴う改正

(市税条例第23条の3、第25条の2、第25条の3の2、第25条の3の3)

(参考) 個人住民税と所得税の改正内容比較

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																																
(ア)基礎控除の見直し	改正なし（最高43万円）	現行：最高48万円 → 改正：最高95万円 ※年収200万円以下の場合																																
(イ)給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応	〈最低保証額〉 現行：55万円 → 改正案：65万円																																
(ウ)特定親族特別控除の創設	所得税と同様の対応	① 現行の「103万円まで」の子等の給与収入について「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円超～188万円」の場合、控除額に段階を設けて控除																																
(エ)扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	現行：48万円 → 改正案：58万円																																
長崎市の 非課税ライン (単身者の場合)	<table><tr><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><td>基本額等</td><td>41.5万円</td><td>(変更なし)</td><td>41.5万円</td></tr><tr><td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>➡ +10万円</td><td>65万円</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td></td><td>106.5万円</td></tr></table>	現行		見直し後		基本額等	41.5万円	(変更なし)	41.5万円	給与所得控除	55万円	➡ +10万円	65万円	計			106.5万円	<table><tr><th colspan="2">現行</th><th colspan="2">見直し後</th></tr><tr><td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>➡ +47万円</td><td>95万円</td></tr><tr><td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>➡ +10万円</td><td>65万円</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td></td><td>160万円</td></tr></table>	現行		見直し後		基礎控除	48万円	➡ +47万円	95万円	給与所得控除	55万円	➡ +10万円	65万円	計			160万円
現行		見直し後																																
基本額等	41.5万円	(変更なし)	41.5万円																															
給与所得控除	55万円	➡ +10万円	65万円																															
計			106.5万円																															
現行		見直し後																																
基礎控除	48万円	➡ +47万円	95万円																															
給与所得控除	55万円	➡ +10万円	65万円																															
計			160万円																															

2 改正の内容

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正（市税条例 附則第15条の2）

ア 改正の背景

加熱式たばこは、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況にある。この点を踏まえて、国たばこ税において、課税の適正化の観点から税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われることに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しを行うもの。

イ 改正の内容

現在、加熱式たばこの課税方式はその重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算して課税しているが、紙巻たばこ1本と比較して0.9本程度の税額となっている。そこで、重量のみで1本に換算する方法に見直すほか、一定の重量未満のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算するなどの仕組みとする。

区分	加熱式たばこの換算方法	
現行	重量と小売価格の併用により換算 加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 = 加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量 重量 (0.4g) ※重量面で何本分か換算 × 0.5 + 加熱式たばこ1箱当たりの小売価格 紙巻たばこ1本の平均価格 (約25.4円) ※価格面で何本分か換算 × 0.5	
新方式	重量のみで換算 イ 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 加熱式たばこの重量の0.35 g をもって紙巻たばこの1本に換算 (注) 1本当たりの重量が0.35 g 未満のものは、その1本を紙巻たばこの1本に換算 ロ 上記イ以外の加熱式たばこ 加熱式たばこの重量の0.2 g をもって紙巻たばこの1本に換算 (注) 品目ごとの1箱当たりの重量が4 g 未満のものは、その1箱を紙巻たばこ20本に換算	

2 改正の内容

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正（市税条例 附則第15条の2）

(参考) 加熱式たばこの換算例

銘柄 A		加熱式たばこ 1 箱（20本）		葉たばこ等の重量 6.1 g 580円（消費税込み） ※527円（消費税抜き）			
現 行		加熱式たばこ1箱 の紙巻たばこの 本数への換算値	=	加熱式たばこ1箱当たり の葉たばこ等の重量 0.4g	× 0.5 +	加熱式たばこ1箱当たり の小売価格 紙巻たばこ 1 本の平均 価格（約25.4円）	× 0.5
			=	6.1g 0.4g	× 0.5 +	527円 25.4円	× 0.5
			=	7.63本	+	10.37本	
		紙巻たばこ換算値	=	18本			
新 方 式		加熱式たばこ1箱 の紙巻たばこの 本数への換算値	=	加熱式たばこ1箱当たり の葉たばこ等の重量 0.35g	加熱式たばこ1箱当たり 6.1g 0.35g	紙巻たばこ 20本	紙巻たばこ換算値 20本
				※ 1 本当たりの重量が0.35g 未満のものは、 その 1 本を紙巻たばこの 1 本に換算			

2 改正の内容

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正（市税条例 附則第15条の2）

ウ 影響見込額

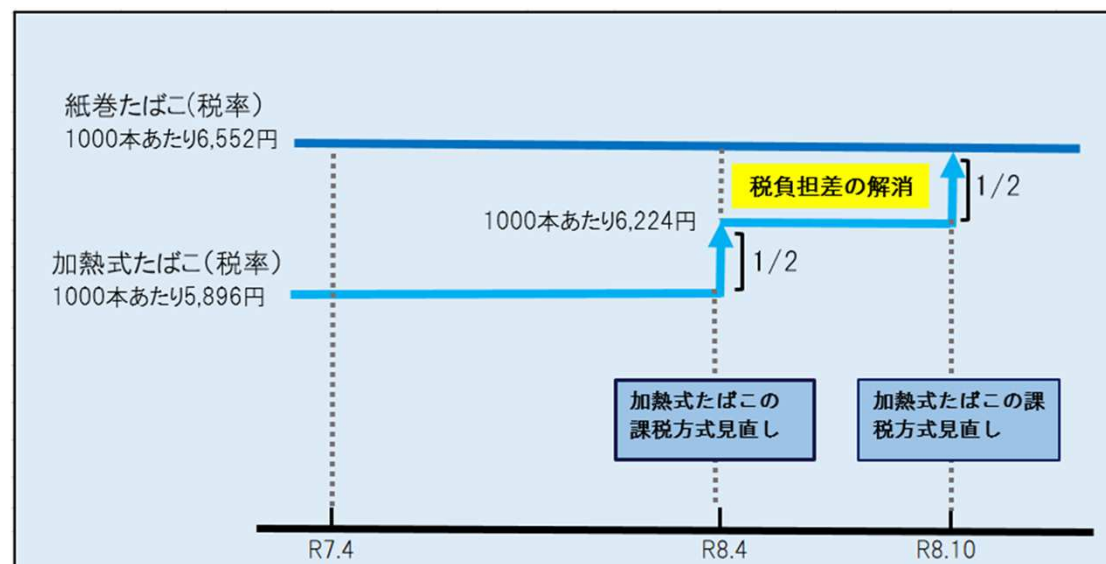
令和8年度 約0.8億円増収 令和9年度 約1.2億円増収

R8	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	影響見込額
	R8年4月～9月売渡（5月～10月申告分）							R8年10月～R9年2月売渡（11月～3月申告分）					約8千万円
	約500万円×6月							約1千万円×5月					
R9	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	影響見込額
	R9年3月～R10年2月売渡（4月～3月申告分）												約1億2千万円
	約1千万円×12月												

エ 施行日

令和8年4月1日

（参考）加熱式たばこの税率の見直しイメージ



3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
(所得控除) 第23条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(政令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、	(所得控除) 第23条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(政令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、

3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。 2～9 [略]	勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額<u>若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の3の2第1項第3号及び第25条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。 2～9 [略]

3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第25条の3の2 [略] (1)～(2) [略] (3) 扶養親族の氏名 (4) [略] 2～6 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第31条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第25条の3の2 [略] (1)～(2) [略] (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) [略] 2～6 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第31条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計

3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 扶養親族の氏名 (4) [略] 2～5 [略] (たばこ税の課税標準) 第64条 たばこ税の課税標準は、法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下<u>この条において</u>「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。 2～9 [略]	<u>所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) [略] 2～5 [略] (たばこ税の課税標準) 第64条 たばこ税の課税標準は、法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。 2～9 [略]

3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第15条の2 令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこ（第63条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第63条の3の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第64条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第63条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u>

3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第63条の3の規定により製造たばこ</u> <u>とみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし</u> <u>書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第63条の3の規定により製造たばこ</u> <u>とみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同</u>

3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>